



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

- ◆ 天達共和及び知的財産部ニュース速報-----2
 - 管冰弁護士が「チェンバース・グレートチャイナ・ガイド 2026」に選出
 - 劉徳旺弁護士が首都知的財産サービス業協会「展示会知的財産保護専門家データベース」に選出されました
- ◆ 最新知財動向 -----3
 - 最高人民法院知識産権法廷が、設立後 7 年で懲罰的損害賠償適用件数は 58 件、賠償総額は 20 億 5,000 万元と発表
 - 最高人民法院知識産権法廷が調停業務の状況を公表
- ◆ 代表事例速報 -----5
 - 最高人民法院が、高級工作機械分野の営業秘密侵害事件で 3 億 8,000 万元の賠償を命じる
 - 元会社の「営業秘密」を利用した営業秘密侵害事件において退職した従業員 9 人全員が有罪判決
- ◆ TOPICS -----9
 - 專利無効の「一事不再理」原則の強化：「形式的同一」から「実質的同一」へ

管冰弁護士が「チェンバース・グレートチャイナ・ガイド 2026」に選出



1月15日、国際的な法律評価機関チェンバース (Chambers and Partners) は、「チェンバース・グレートチャイナ・ガイド 2026 (Chambers Greater China Region 2026)」を発表し、天達共和法律事務所は、11の業務分野において19名の弁護士が選出されました。知的財産分野では、知的財産部パートナーの管冰弁護士が選出されました。

チェンバースのコメント: 管冰弁護士は、知的財産関連業務に精通しており、商標、著作権、営業秘密、不正競争などに関する係争事件と非係争事件の両方において、確かな実績を誇ります。

劉德旺弁護士が首都知的財産サービス業協会

「展示会知的財産保護専門家データベース」に選出されました

首都知识产权服务业协会

聘书



刘德旺同志:

兹聘请您为首都知识产权服务业协会展会知识产权保护专家库专家，任期三年。
特发此证，以资聘任。



12月29日、首都知的財産サービス業協会は、知的財産専門サービスの力を十分に発揮し、展示会産業による経済の高品質かつ健全な発展を後押しするとともに、公正で秩序ある業界のイノベーション環境を構築するため、「展示会知的財産保護専門家データベース」の名簿を公表しました。天達共和法律事務所の劉德旺パートナー一弁護士は、確かな法律知識と豊富な実務経験が高く評価され、同名簿に選出されました。

今回劉德旺弁護士が展示会知的財産保護専門家データベースに選出されたことは、同弁護士ならびに天達共和法律事務所が、知的財産分野において専門性と実務経験を積み重ねてきたことが評価された結果と受け止めています。また、出展者、主催者、展示会サービスプラットフォームなど多様な関係主体に対し、実務に即した知的財産コンプライアンス支援や紛争解決サービスを提供することで、公正で秩序ある、イノベーションが促進される展示会ビジネス環境の形成を支援していく所存です。

最高人民法院知識産権法廷が、設立後 7 年で懲罰的損害賠償適用件数は 58 件、

賠償総額は 20 億 5,000 万元と発表

最高人民法院は近日、国家レベルにおける知的財産事件の上訴審理メカニズムの運用 7 周年の状況ならびに、「最高人民法院知識産権法廷年次報告(2025 年)」を発表した。最高人民法院知識産権法廷の邵中林副院長による発表内容は、以下の通りである。

・2019 年 1 月 1 日の知識産権法廷設立後、7 年間で、受理件数は 24,602 件、既済件数は 23,069 件に達した。審判管理機能の強化により、各審判品質指標が顕著に改善された。侵害・権利帰属等の民事実体事件における第二審の判決変更率は 20.9%、調停・取下げ率は 37.7% で、いずれも改革前を大きく上回る。

・行政事件における第二審の判決変更率は 7.3% で、改革前とほぼ同水準である。**第二審の差戻再審率は全国水準を大きく下回っており、2024 年はわずか 2 件、2025 年はゼロであった。**事件の平均審理期間も改革前より短く、2025 年にはわずか 25.3 日であった。

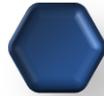
・戦略的新興産業に関する事件を 6,745 件受理し、その割合は 2019 年の 17.6% から 2025 年の 32.4% に増加した。また、專利などの権利付与・確定に関する行政事件を 6,543 件受理し、年平均 31.8% 増加し、發明專利侵害事件は 5,354 件を受理し、年平均 11.5% 増加し、植物新品種事件は 923 件を受理し、年平均 46.2% 増加し、2025 年には品種権者の勝訴率が 90% に達した。

・権利保護を確実に強化するため、**58 件の事件で懲罰的損害賠償を適用し、賠償総額は総計 20 億 5,000 万元、事件あたり平均 3,500 万元超となった。**1,000 万元超の高額賠償事件は 73 件あり、合計賠償額は 52 億 4,000 万元、事件あたり平均 7,200 万元近くとなった。

・独占防止機能も有効に発揮され、審結された独占実体事件は 203 件で、そのうちの 66 件で独占行為が認定され、**医薬、通信、電子商取引、教育、建設、葬祭など、多くの科学技術・民生分野に及んだ。**

・「第 15 次五カ年計画」における戦略的布置及び発展要求に応え、知識産権法廷は国家レベルでの知的財産権事件上訴審理メカニズム改革の深化を強力に推進し、事件審理の質および効率のさらなる向上を図る。

出典:光明網



最高人民法院知識産権法廷が調停業務の状況を公表

近日、最高人民法院知識産権法廷が公表した内容によると、設立後7年間で、法廷は民事第二審の実体事件を計13,263件審結し、うち調停及び調停による取下げ処理は4,997件、調停・取下げ率は37.7%に達した。この期間法廷は、率先した事件処理および模範的調停、代表委員等の外部有識者の調停参加、集中管轄・統一審理の強みを生かした集中的調停、関連事件情報開示制度を活用した統括的調停などの調停業務メカニズムを構築し、また、調停手法を整理・確立し、知的財産事件の類型ごとの特徴に応じた調停措置を講じ、その一つとして2025年11月に「技術系知的財産事件の司法調停ガイドライン」を策定し、全国へ配布した。

また、法廷は、取り扱った調停事例の中から以下の特徴を含む6件を選定した。

第一に、事件ごとの個別対応・調停を重視する。事件類型ごとの特性を踏まえ、さらに業界や係争技術の分野におけるイノベーション・競争を考慮して、調停成功率を高める。

第二に、一括して実質的な紛争解決を実現することを重視する。上訴事件を統一的かつ集中的に審理し、情報開示制度等を運用して紛争の全体像を把握し、民事・行政手続が絡む事件の連携解決、国際的並行訴訟の包括的和解を促進する。

第三に、協力によるウィンウィンの実現を促進する。科学技術イノベーション成果の転化・活用に関心を払い、技術の健全な市場競争における経済的価値を把握して、当事者を「和解によって勝つ」、「合法的なライセンス」へと導き、調停の機能を「価値の創造」へと発展させる。

第四に、「東方の経験」を世界と共有することを重視する。涉外知的財産権紛争の処理において、調停と裁判を組み合わせる。過去7年間の涉外民事第二審の実体事件における調停・取下げ率は36.7%に達した。

今後、同法廷は、知的財産分野における紛争・矛盾の多元的解決メカニズムの役割をさらに発揮し、紛争を徹底的かつ実質的に解決するとともに、事件審理と市場ガバナンスの両立を図り、技術イノベーションと産業イノベーションの深い融合を促進し、新質生産力の加速的な発展を支えるために、サービスおよび保障の面でより大きな貢献を果たしていく。

出典：最高人民法院ニュース局





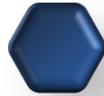
最高人民法院が、高級工作機械分野の 営業秘密侵害事件で3億8,000万元の賠償を命じる

近日、最高人民法院は、北京精雕科技集团有限公司(以下「精雕公司」と田某、深圳市某公司(以下「深圳某公司」との技術秘密侵害紛争に関する控訴事件について終審判決を下した。判決では、本件に2019年改正の「中華人民共和国不正競争防止法」および「中華人民共和国民法典」が適用されるべきであると判断された。

法院は、精雕会社が主張する37,340点のCNC工作機械の設計図面および複数の技術文書に含まれる技術情報がいずれも営業秘密に該当すると判断した。また、田某および深圳某公司是共同侵害を構成し、両者は連帯して、精雕公司に対し経済的損失3億7,963万元および合理的費用200万元、合計3億8,163万元を賠償するとともに、侵害行為の停止、営業秘密の媒体の廃棄等の民事責任を負うよう命じられ、義務を履行しない場合には、高額な遅延履行金を支払う義務を負うとされた。

事件の経緯

精雕公司是、CNC工作機械の研究開発および製造を手掛ける国家級ハイテク企業であり、長年にわたる研究開発を通じて、27シリーズ、160機種的工作機械に関する中核的な技術秘密を形成してきた。これには、37,340点の設計図面および関連する技術文書が含まれている。



田某は精雕公司に14年間勤務し、機械設計職の社員やシニアデザイナーなどの職務を歴任していた。在職期間中には「従業員秘密保持誓約書」を締結していたにもかかわらず、田某は退職前に、ダウンロードや複製等の手段により、工作機械、電動スピンドル、回転テーブル等の中核技術に関わる設計図面および技術文書37,340点を不正に取得した。

2017年3月、田某は精雕公司を退職後、直ちに深圳某公司に入社し、偽名を用いてガラス加工機プロジェクトの副総経理として勤務した。田某は、違法に取得した技術秘密を利用して同社において侵害製品の設計・製造を行い、外部への販売にも関与した。2018年12月31日までに、深圳某公司是侵害に係るガラス加工機を累計371台販売し、その後も複数年にわたり、複数種類の侵害ガラス加工機を継続的に生産・販売した。

その後の刑事判決において、田某の行為は営業秘密侵害罪に該当すると認定された。関連する鑑定結果から、深圳某公司の侵害製品に用いられた中核技術が、精雕公司の技術秘密と高度に同一であることが立証された。

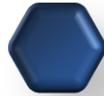
精雕公司是自らの権利保護のため民事訴訟を提起し、第一審法院は一部の侵害事実を認定した上で、侵害による利益額205万元を基礎として5倍の懲罰的賠償を適用し、さらに契約書および請求書により裏付けられた弁護士費用50万元を認め、最終的に賠償金1280万元を命じた。これに対し、精雕公司、深圳某公司および田某のいずれもが判決を不服として控訴し、本件は最高人民法院に持ち込まれることになった。

法院の判断

1. 公安機關が営業秘密侵害罪の捜査において鑑定機關に委託した非公知性鑑定の対象となる技術情報は、営業秘密保有者がその後の営業秘密侵害救済の民事訴訟手続において主張する技術秘密の範囲と当然に同一となるわけではない。刑事捜査手続において、主導者は公安機關であり、営業秘密保有者は被害者であり通報者である。よって、刑事捜査手続を開始するか否か、及びどの事項について捜査を行うかは全て公安機關が決定する。一方、営業秘密侵害救済の民事訴訟手続は、当事者処分権の原則に従うべきであり、すなわち、営業秘密保護範囲の確定は、原則として営業秘密保有者の主張を尊重すべきである。

2. 侵害製品が権利者の技術秘密を全体的に使用したものであると認定され、かつ当該技術秘密を使用しなければ短期間で関連する侵害製品を生産することが困難である場合、当該技術





秘密が侵害製品の価値に対する技術的寄与率は 100%と推定される。

出典:知産財経

元会社の「営業秘密」を利用した営業秘密侵害事件において 退職した従業員 9 人全員が有罪判決

事件の経緯

2011 年 8 月に設立された武漢某情報技術有限公司(以下「武漢某情報公司」)は、主な事業としてネットワーク技術・機器、通信製品の開発、研究、製造、技術サービス、販売などを行い、そのコア技術には「ターゲット認識技術」「ターゲット配置およびターゲットエネルギー処理技術」などが含まれる。

同社の株主であり、ソフトウェアエンジニア、製品開発責任者、副総経理などの職務を歴任していた高某とほか 8 名の従業員は、事前に同社と「労働契約書(機密保持条項を含む)」および「従業員機密保持契約書」を締結していた。

2019 年 12 月から 2022 年 2 月にかけて、高某ら 9 名の従業員は順次退職し、その後、高某が設立し、実質的に支配する 4 社に順次入社した。

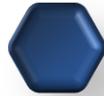
2020 年から 2023 年 11 月まで、高某らは機密保持義務に違反し、武漢某情報会社の機密技術を用いて同種の無線位置特定製品を製造し、それぞれ自分の会社名義で販売した。監査の結果、高某らが販売した当該機器の売上は合計で 1,556 万元(税金を含む売上は 1,758 万元)で、売上総利益率 72.41%で計算した売上総利益は 1,126 万元である。

また、鑑定の結果、武漢某情報会社が主張する当該関連機密技術情報は、一般に知られていない技術情報であり、公知性がなく、また、高某らが製造した当該製品に含まれる技術情報は、武漢某情報会社が主張する上記関連技術情報と同一であると認定された。

その後の審理を経て、2025 年 4 月 3 日、江岸区人民法院は一審判決を下し、検察機関の起訴事実および量刑の意見を採用して、9 名の被告人をそれぞれ営業秘密侵害罪で有期徒刑 1 年 3 か月、執行猶予 1 年 6 か月、罰金 5 万元から、有期徒刑 3 年、執行猶予 3 年、罰金 100 万元までの刑をそれぞれ言い渡した。

「本件では、被疑侵害側に一定の研究開発能力があり、かつ事件の技術鑑定報告に対して





反論がなされた。営業秘密侵害事件を扱う中で、このような状況に遭遇したのは初めてだ」と担当検察官の姚怡氏は述べた。

そこで、検察機関は技術調査官および特別招聘検察官補助者の制度を利用し、国家知的財産局などの機関から専門家を特別招聘検察官補助者として任命し、事件処理の全過程に関与させ、また、2名の専門家を技術調査官として任命し、事件における技術的問題について専門的意見を提供させた。検察官は、関連する鑑定人、被疑侵害者が選任した弁護士および専門家補助人をそれぞれ招集し、技術情報に関する争点について各当事者の意見を聴取した。度重なる検討・論証を経て、双方の争点は前段階で解決された。最終的に、本件の被告人9名は、いずれも審査起訴段階において全員が罪を認め、処罰を受け入れた。検察機関は公訴を提起すると同時に、違法所得の返還および賠償を積極的に促し、企業の経済的損失2,300万円を回復させた。

事件処理と本件企業の正常な経営を両立させるため、本件の審査起訴段階において、検察機関、特別招聘検察官補助者および技術調査官は、複数回にわたり被侵害企業を訪問して関連状況を把握し、あわせて被疑侵害企業側の弁護士から弁護意見を聴取し、かつ、すでに逮捕された企業の関係者の身柄拘束の必要性について、法に基づき審査した。また、公訴を提起し、法に基づき各当事者の意見を聴取した後、押収物のうち事件と無関係な製品について公安機関と協議を行い、法に基づき公安機関に対して押収措置を解除するよう提案した。さらに、双方が積極的に和解に至ること、侵害された者の経済的損失の回復に努めるとともに、双方企業の正常な生産経営および健全な発展を保障した。

検察官は、本件企業に存在していた経営管理および知的財産権保護における抜け穴について深く分析した上で、検察意見書を作成し、かつ適時に企業を再訪して企業の発展状況を把握した。現在、武漢某情報会社は、営業秘密の等級別管理、営業秘密の物理的隔離、従業員契約条項の一層の詳細化、従業員に対する知的財産権に関する研修など、一連の知的財産権保護措置を講じ、自社の知的財産権保護を強化した。その後設立された関連企業も、現在正常に業務を遂行している。

出典：湖北日報





専利無効の「一事不再理」原則の強化:

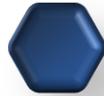
「形式的同一」から「実質的同一」へ

はじめに: 専利無効手続における「重複審判請求」の問題

専利無効手続において、ある専利権が無効とされたり、または有効と維持されたりした後、請求人が名義や立場を変え、表面上異なる理由や証拠を用いて再度無効審判請求する場合がある。このような実質的内容を変えない反復的な無効審判請求は、貴重な行政資源および司法資源を浪費するのみならず、専利権者を終わりの見えない紛争対応に巻き込み、専利権の安定性が長期にわたり不確実な状態となり、正常な技術革新および市場競争秩序を著しく阻害する。専利審査実務においては「一事不再理」の原則が遵守されることになっているが、「同一の理由および証拠」の解釈をめぐることは、実務上しばしば争いが生じている。これを踏まえ、「専利審査指南」では当該原則に関する規定が改正された。本改正の核心は、新たな基準を創設することではなく、すでに実務において共通認識として形成された審査基準を明記し、イノベーション主体に対してより明確で安定した予見可能性を提供することである。

一、「実質的同一」基準の明確化

今回の「専利審査指南」改正は、第4部第3章(無効審判請求の審査)の「一事不再理」原則に関する、2つの重要な記載に焦点を当てる。



改正内容:

第4部第3章第2.1節:「審決がされた無効審判案件に係る専利権について、*同一の理由及び証拠*により再度無効審判を請求した場合、受理も審理もしないものとする」

第4部第3章第3.3節第(3)項:「復審および無効審理部は、ある専利権についてすでに無効審判請求の審決がなされた後、*同一の理由及び証拠*により再度無効審判を請求した場合、受理しない……」

上記2つの規定における「*同一の理由及び証拠*」を「**同一または実質的に同一の理由および証拠**」に改正する。

改正の背景と意義:「同一の理由および証拠」を「同一または実質的に同一の理由および証拠」と理解することは、審査実務においてすでに共通認識として形成されつつある。しかし、実務では、合議体がある専利の有効性について審決を下した後、審判請求人が無効理由や証拠を**わずかに修正・変更**して再度無効審判を請求するという状況が依然として見られる。

今回の改正は、実務上顕在化していた問題に積極的に対応するものである。その意義は、主として次の三点にある。

第一に、請求人が正当かつ合理的な請求を行うよう促し、無意味な手続の濫用を防止すること。第二に、専利権者に不必要な訴訟負担を課すことを回避し、その合法的権利および事業運営の安定性を確保すること。第三に、審理全体の質および効率を向上させ、専利権確定手続の効率性および公信力を高めることである。

核心的ポイントとして、本改正は審査基準を変更するものではない。従来の共通認識および実務上の運用を**明文化したものであり**、すべての手続参加者に対し、より明確で予測可能な法適用の指針を提供することを目的とする。

二、「理由および証拠の実質的同一」とは何か？

「実質的同一」をどのように判断するかについて、以下事例を通じて説明する。

ケース1:理由の「実質的同一」

事例:先行の無効請求において、請求人は、請求項のある特徴が「複数の実施形態を包括しているにもかかわらず、明細書には1つしか記載されていない」と、**明細書によりサポートされていない**(A26.4)ことを主張した。審決では、この理由について判断が示された。





後の請求における主張:同一の請求人が、当該特徴は「機能的限定」であり、当業者はその機能を明細書に記載されていない他の代替手段によって実現できると理解できない以上、やはり明細書によりサポートされていない(A26.4)と再度主張した。

実質判断:主張の切り口には若干の違いがあるものの、いずれも法的には「請求項が明細書によりサポートされているか」という同一の核心的争点に属する。また、その根拠となる事実関係(明細書の開示内容が請求の範囲を十分にサポートしていない)も同一である。したがって、後の主張は「実質的に同一」の理由に該当する。

ケース 2: 証拠の「実質的同一」と理由との関係

事例:先行の無効請求において、請求人は、請求項 1 は証拠 1 および公知技術に対して進歩性を有しない(A22.3)と主張した。審決では、請求項 1 は証拠 1 との間に相違点を有し、進歩性があると認定された。

後の請求における主張:請求人は、証拠 1 に対して請求項 1 が新規性を有しない(A22.2)と主張した。

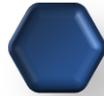
実質判断:審決において、請求項 1 が証拠 1 に対して進歩性があると認定された場合、必然的に新規性を有することが認定されている(新規性は進歩性の前提である)。したがって、後の無効請求において同一の証拠(証拠 1)を用い、「新規性を有しない」という表面上異なる理由で再度争う場合、その証拠は実質的に同一であり、かつ、理由の根拠となる核心的事実(請求項と証拠 1 との対比)はすでに先行の審判で審理済みである。このような場合「一事不再理」の範囲に該当する。

三、審査実務における「実質的同一」の判断基準

「一事不再理」の原則は、手続の終局性および効率性を維持することを目的とし、新たな事実に基づく挑戦の権利を奪うものではない。審査実務における「実質的同一」の判断は、個別事案ごとに慎重に行われる。

1. 「三性」(新規性・進歩性・産業上利用可能性)に関する理由:この場合の要点は、証拠が実質的に同一であるかどうかである。後の請求において、単に同一の專利文献のファミリー專利や異なる公開版のテキスト、あるいはその簡易な翻訳文を提出したにすぎず、当該文献が開示する技術内容に実質的に差異がない場合、証拠番号が異なっても「証拠は実質的に同





一」と認定される。この場合、理由も同一または実質的に同一であれば、当該請求は受理も審理もされない。

2. 「三性以外」の理由(例えば、明細書の開示不十分、サポート要件違反など)に関する場合: この場合の要点は、先行の審決において、関連法律要件について事実認定が全面的かつ肯定的に行われたかどうかにある。

例えば、先行の審決において、本専利の明細書が全体として専利法第26条第3項(十分な開示)の規定に適合すると認定され、かつその審理内容が当該条項のすべての構成要件を網羅する場合、後の請求において新たな証拠(例えば、実験の実現可能性を疑う新しい学術論文)が提出されたとしても、合議体は、必ずしも全面的な再審理を行う必要がない。その理由は、合議体はまず、当該新証拠が先行の審決において認定された事実基盤を覆し、またはこれを揺るがすのに十分であるかを判断するからである。新証拠の立証力が弱く、再度審理する必要がない場合、当該請求は依然として「一事不再理」の範囲に含まれる可能性がある。立証責任は、新証拠を提出する請求人にある。

四、実務上の示唆: 請求人および専利権者への戦略的指針

今回の審査指南の改正により、無効手続の両当事者に対し、より細かい要件が示されたといえる。

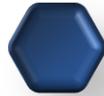
無効審判請求人へのアドバイス:

「形式的な変更」を避けること: 無効審判を再度請求する前に、必ず先行の審決を詳細に検討することが重要である。再挑戦を行う場合には、無効理由および証拠の組み合わせが、先行の請求のものと「質的に異なる」ことを確保しなければならない。単なる文字の言い換えや証拠の微調整といった形式的な変更にとどまらないようにすべきである。

「真に新たな証拠」に注目すること: 重要なのは、異なる先行技術を提示する、あるいは専利権の安定性を別の角度から争うことができる新たな証拠を見つけることである。「三性以外」の理由の場合、特に新証拠がすでに決定された事実を覆すのに十分であるかどうかを検討する必要がある。

「期限の理由で考慮されなかった」という例外の活用: 審査指南には「ただし、当該理由または証拠が、時限などの理由によりその審決で考慮されなかった場合を除く」という例外が規定され





ている。もし前回の手続において期限の制約等により提出できなかった有力な理由や証拠が存在する場合、これを根拠として再度の請求を行う余地がある。

専利権者へのアドバイス:

原則を積極的に援用すること: 後の無効審判請求に対応する際、相手方が重複請求に当たると判断した場合、合議体に対し、後の請求における理由および証拠が既決事件と「実質的同一」である点を詳細に論述し、「一事不再理」の原則を適用して、受理・審理を行わないよう請求する。

先行の審決の要点を徹底的に分析すること: 専利権を維持する審決について、合議体が関連する事実および法律問題をどのように認定したかを深く理解する。これにより、後の請求の証拠及び理由のうち、どのようなものが「実質的に同一」と認定される可能性があるのかを予測でき、効果的な反論を行うことが可能となる。

手続の終局性を維持する価値: 今回の改正は、無効審決がその後の手続に及ぼす拘束力を強化し、専利権の最終状態の安定化に寄与する。専利権者は、不必要な手続上の挑戦に対抗するために、この規則を十分に理解・活用すべきである。

結び:「形式的審査」から「実質的安定」へ

「一事不再理」原則における「同一」を「同一または実質的に同一」と明確化したことは、専利審査実務がより精緻化し、実質的な公平性と効率性を追求する上で重要な一歩である。これは、専利無効手続が単に「文字上の重複」を排除する段階から、「実質上の重複」まで排除する段階へと移行したことを示しており、技術的な変更を利用して手続を遅延させ、相手方を消耗させる行為を強力に抑制する。

これは単に「専利法」の立法精神を忠実に具体化するだけでなく、イノベーション主体の要請に積極的に応えるものである。すべての手続参加者が、真の技術革新や法律上の争点に注力し、手続上の駆け引きに労力を費やさないよう導くことで、高価値専利の育成および運用のために、より明確で予見可能な権利確定環境を提供し、最終的には、高品質な発展およびイノベーション主導型の発展戦略の大局に貢献するものである。

出典: 天達共和法律事務所

パートナー弁護士・弁理士 劉徳旺





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : ip@east-concord.com

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号
中洲大廈 24 階

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518026

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369 号宏程国際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

Fax: (86-571) 8501 7085

郵便番号: 310020

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347
号国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 8317 8000

Fax: (86-25) 8317 8111

郵便番号: 210019

北京東城区支所(デジタル化)

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号
ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100007

香港支所

住所: 香港湾仔港湾道 26 号華潤大廈 28 楼
2803、2803A 室

Tel: +852 2816 6888

Fax: +852 3797 3835

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈 1 座 22 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街
19 号金禾センター28-29 階

Tel: (86-27) 8860 3060

郵便番号: 430074

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

郵便番号: 610094

西安支所

住所: 西安市高新区錦業路 1 号都市
之門 B 座 709 室

Tel: (86-29) 6886 1913

Fax: (86-29) 6866 1913

郵便番号: 710065

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城洗村路
5 号凱華国際中心 39 階

Tel: (86-20) 3885 7515

郵便番号: 510623

バンクーバー支所

住所: カナダ ブリティッシュコロンビア州 バ
ンクーバー 西ジョージア通り 701 号 555 室

Tel: +1 236 607 0146

Fax: +86 20 2282 9269

東京支所

住所: 東京都千代田区有楽町 1-13-2 第一生
命日比谷ファースト 12 階 〒100-0006

Tel: +81 3 6892 5570